府　令

○内閣府令第七十五号

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）その他の関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）全員が署名をした」を削る。

第二十二条の六第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

業務報告書雛形中「印」を削り、同雛形備考一中「婚姻前ノ氏名」を「旧氏及ビ名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及ビ名」に改める。

附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形）中「印」を削り、同雛形目次記載上の注意1、同雛形5記載上の注意1及び同雛形7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第二条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意に次のように加える。

3　法第16条第２項の設立認可申請書又は法第35条第６項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式の「第４　事業費の明細」の次の記載上の注意に次のように加える。

3　法第16条第２項の設立認可申請書又は法第35条第６項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（業務補助等に関する規則の一部改正）

第三条　業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式注意事項中5を6とし、1から4までを一ずつ繰り下げ、1として次のように加える。

1　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第二号様式中「印」を削り、同様式注意事項中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　提出者が監査法人である場合において、公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第20条第１項の届出書若しくは同令第21条第１項の届出書又は同令第60条の申請書若しくは同令第65条第１項の変更登録申請書に代表社員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下１において同じ。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、代表社員の氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

提出者が監査法人以外の者である場合には、公認会計士の氏名を記載する欄又は行政機関の長又はその他の法人の代表者の氏名を記載する欄に旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第四条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式一中「社印」及び「㊞」を削り、同様式記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式二中「社印」及び「㊞」を削り、同様式記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令の一部改正）

第五条　公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第１号様式中「印」を削り、同様式注意事項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

一　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第二号様式中「氏　　名印」を「氏　名」に改め、同様式注意事項中「第三号及び第四号」を「第二号、第四号及び第五号」に改める。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第六条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の１項を加える。

2　前項第一号に規定する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第一号様式中「㊞」を削り、同様式記載上の注意(1)中ｃをｄとし、ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第二号様式中「㊞」を削る。